

第2章

首都圏整備の状況

第1節

人口・居住環境・産業機能の状況

1. 人口の状況

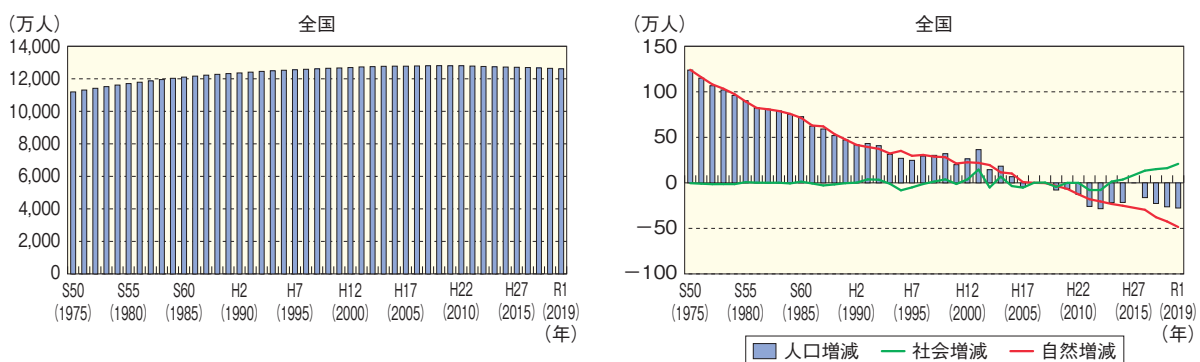
(1) 首都圏の人口推移

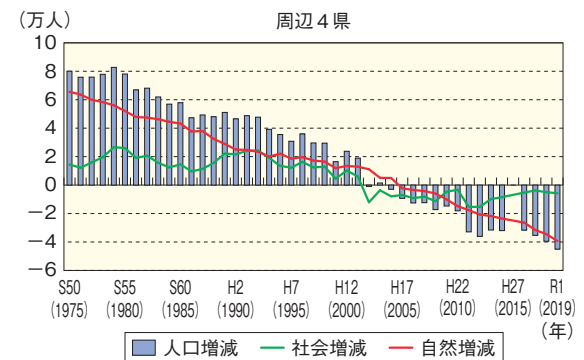
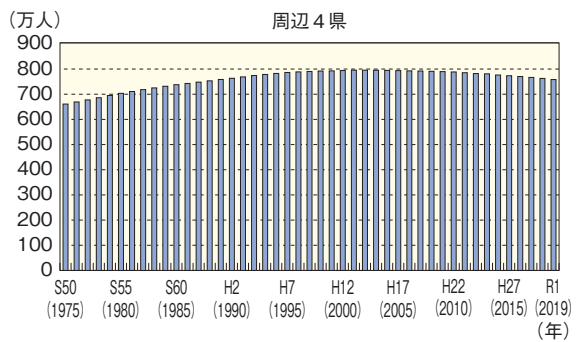
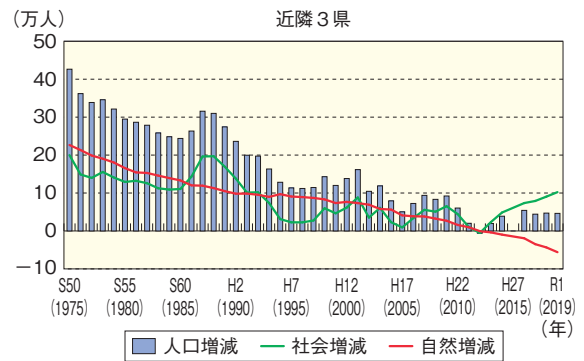
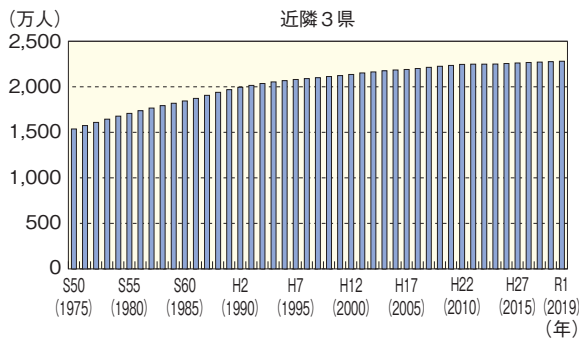
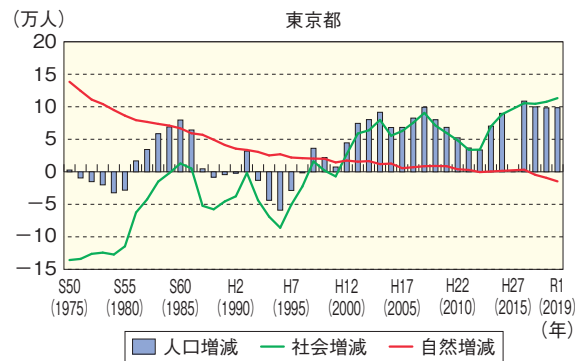
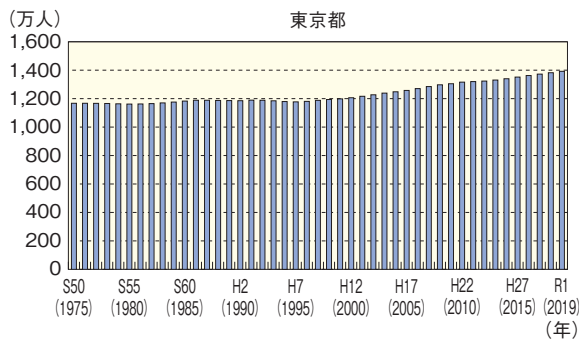
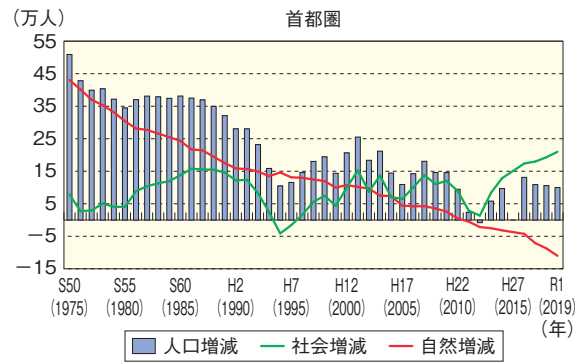
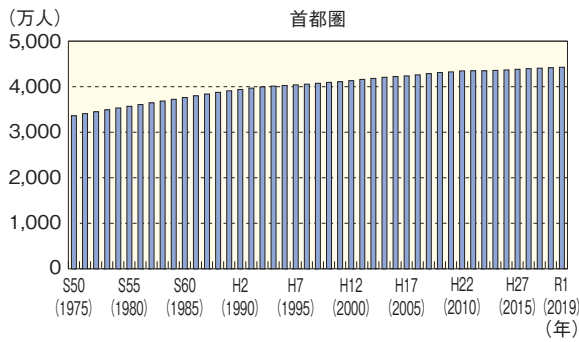
首都圏の総人口は、昭和50(1975)年以降一貫して増加し、令和元(2019)年10月1日現在で4,428万人となっており、全国の35.1%を占めている一方、令和2(2020)年には減少局面に転じるものと見込まれている。圏域別の人口を見ると、東京都は平成7(1995)年以降、近隣3県は昭和50(1975)年以降増加傾向である一方、周辺4県は、平成13(2001)年をピークに減少に転じている。

人口動態を見ると、出生数から死亡数を引いた「自然増減」は、首都圏においては漸減傾向にあったものの、平成22(2010)年まではプラスで推移していたが、平成23(2011)年に初めて減少に転じ、令和元(2019)年は11万人減となっている。東京都は平成28(2016)年までは増加していたものの、それ以降は減少に転じている。

また、転入者数から転出者数を引いた「社会増減」は、首都圏においては、平成6(1994)年、平成7(1995)年に一時マイナスに転じたものの、平成8(1996)年からはプラスで推移しており、令和元(2019)年は20.9万人増となっている。圏域別に見ると、特に、東京都及び近隣3県は近年大きく増加している一方、周辺4県は平成14(2002)年以降マイナスで推移している(図表2-1-1)。

図表2-1-1 人口、自然増減数及び社会増減数の推移





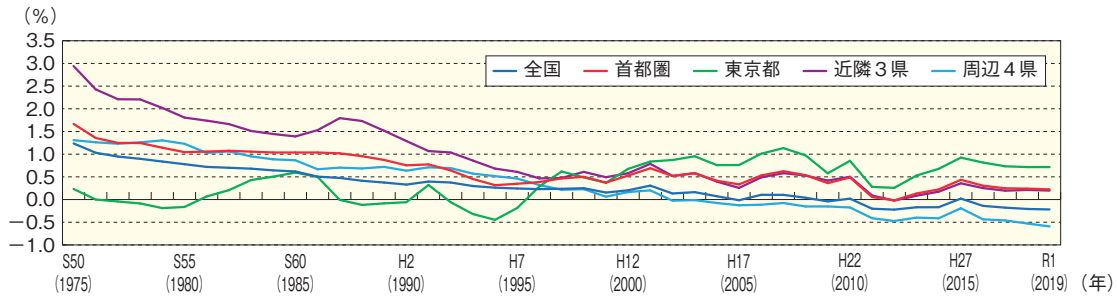
資料：「人口推計」（国勢調査実施年は国勢調査人口による）（総務省）を基に国土交通省都市局作成

人口増減率を見ると、首都圏の人口増減率は、昭和50(1975)年以降一貫して全国水準を上回って推移している。

圏域別に見ると、東京都の人口増減率は、平成7(1995)年まで全国を下回っており、プラスとマイナスを往復する形で推移していたが、その後全国平均を上回り、近年では高い水準で維持されている。また、近隣3県の人口増減率は概ね減少傾向が続いているものの、一貫して全国を上回る形で推移している。一方、周辺4県の人口増減率は、平成9(1997)年を境に全国を

下回る形で推移しており、平成14(2002)年以降はマイナスで推移している（図表2-1-2）。

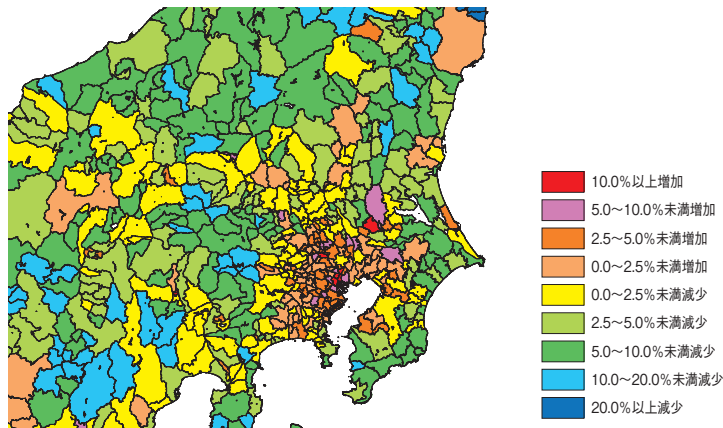
図表2-1-2 全国・首都圏・東京都・近隣3県の人口増減率の推移



資料：「人口推計」（国勢調査実施年は国勢調査人口による）（総務省）を基に国土交通省都市局作成

首都圏内の市区町村別の人口増加率を見ると、平成22(2010)年から平成27(2015)年までの5年間で、特に、東京都心部及びその周辺の市区町村における増加率が高いことがわかる（図表2-1-3）。

図表2-1-3 市区町村別人口増減率（平成22(2010)年～27(2015)年）



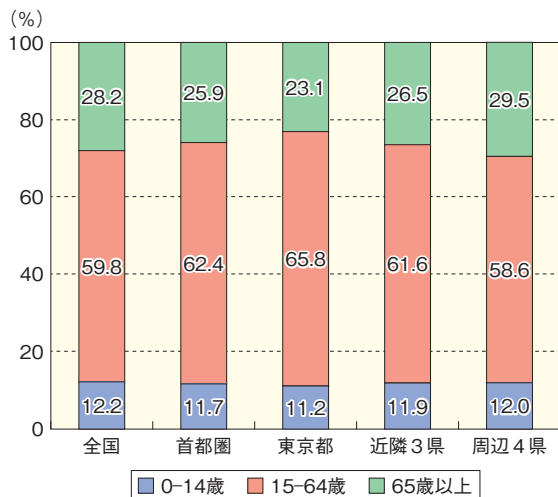
資料：「日本統計地図 平成27年国勢調査 都道府県・市区町村別人口増減率」（総務省）より一部抜粋

(2) 首都圏の年齢別構成

首都圏における人口の年齢別構成を見ると、全国と比較して15～64歳人口の割合が高く、65歳以上の高齢者人口の割合が低くなっている。圏域別に見ると、東京都と近隣3県においてその傾向が強い一方、周辺4県においては、全国と比較しても、15～64歳人口の割合が低く、65歳以上の高齢者人口の割合が高い結果となっている（図表2-1-4）。

第1章第1節1. で論じたように、高齢者数の増加率で見ると、令和27(2045)年の高齢者は平成27(2015)年と比較して、全国は17.1%上昇する見込みである一方、周辺4県

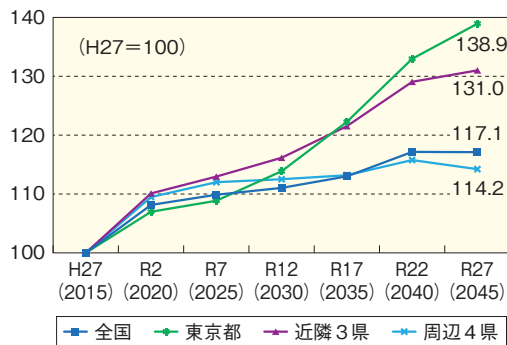
図表2-1-4 首都圏等の年齢別構成（令和元(2019)年）



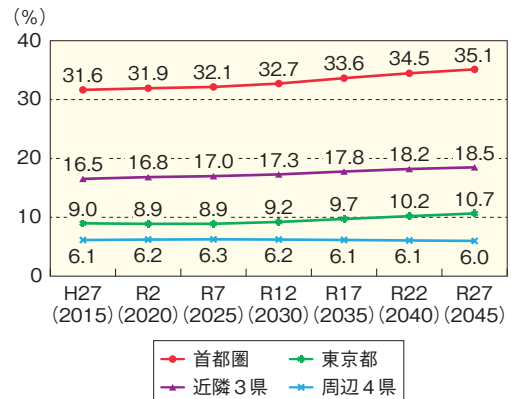
資料：「人口推計」（総務省）を基に国土交通省都市局作成

の増加率（14.2%）は全国より低い一方、東京都の増加率（38.9%）、近隣3県の増加率（31.0%）は全国の増加率と比較しても高い推計値となっている（図表1-1-3）。高齢者数の全国シェア見ると、平成27（2015）年から令和27（2045）年までの間に、首都圏では31.6%から35.1%に上昇する見込みであるとともに、東京都においても9.0%から10.7%に上昇する推計となっている（図表2-1-5）。

図表1-1-3 首都圏等の圏域別高齢者の将来推計人口の指数



図表2-1-5 首都圏の高齢者数の全国シェアの推移



資料：図表1-1-3（再掲）、図表2-1-5ともに、平成27年の実績値は「国勢調査」（総務省）、令和2年以降の推計値は「日本の地域別将来推計人口（全国）（平成30年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）を基に国土交通省都市局作成

（3）首都圏の一般世帯数¹⁾

首都圏の一般世帯数は増加しており、平成27（2015）年は1,922万世帯となっており、特に東京都及び近隣3県における増加率が高い。そのうち、単独世帯数は718万世帯で、単独世帯数に占める高齢単身世帯数の割合は平成2（1990）年の11.4%から、平成27（2015）年は27.3%と急激に増加している。圏域別に見ても、一般世帯数、単独世帯数、単独世帯数に占める高齢単身世帯数の割合はすべて増加傾向であるが、特に周辺4県では単独世帯数に占める高齢単身世帯数の割合が高く、平成27（2015）年は33.5%となっている（図表2-1-6）。

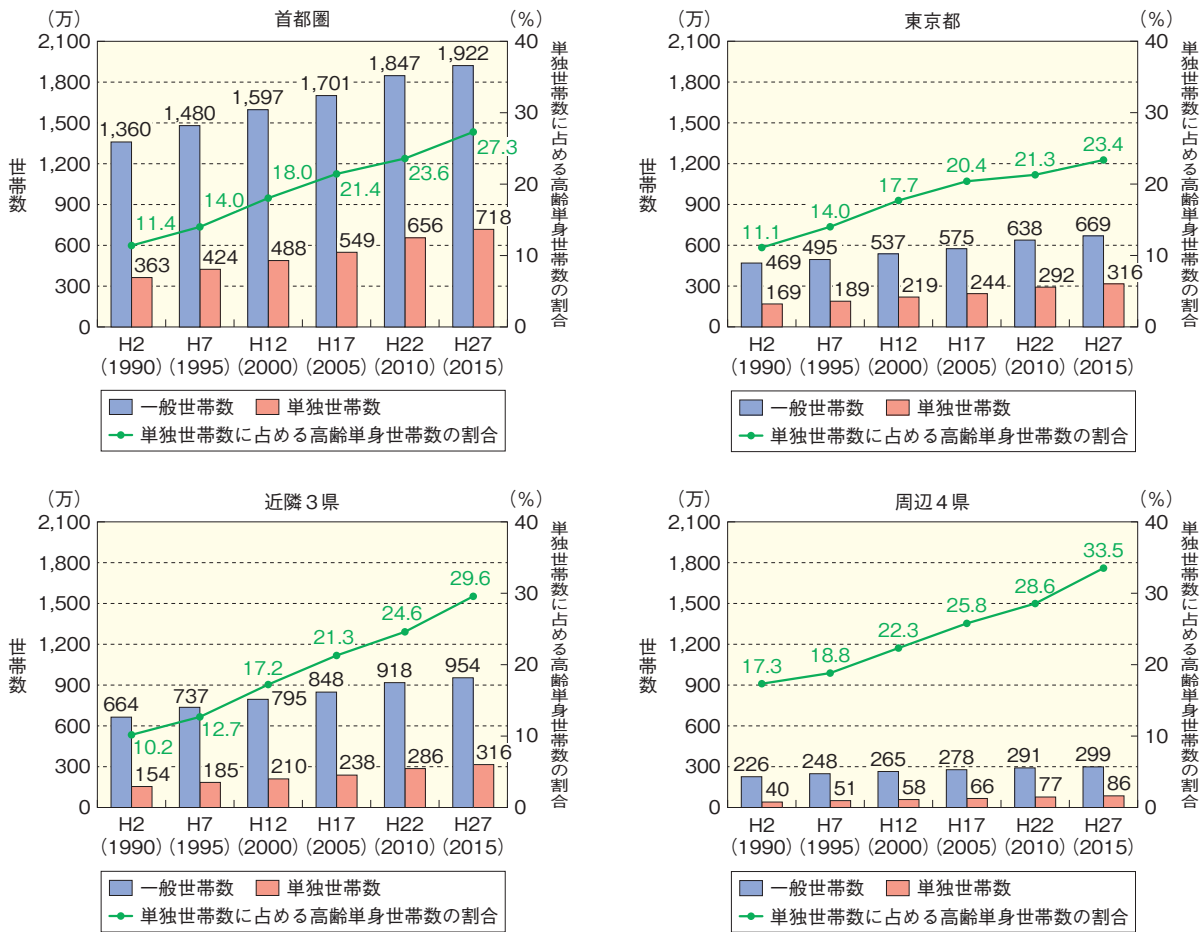
1) 一般世帯：以下のア、イ、ウのいずれかに該当するものであり、「施設等の世帯」以外の世帯をいう。なお、「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所等の入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者から成る世帯をいう。

ア) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含める。

イ) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りる単身者又は下宿屋等に下宿している単身者。

ウ) 会社・団体・商店・官公庁等の寄宿舎、独身寮等に居住している単身者。

図表2-1-6 首都圏の一般世帯数等の推移



資料：「国勢調査」（総務省）を基に国土交通省都市局作成
注：「単独世帯数」は世帯主の年齢が不詳であるものを含む。

2. 居住環境の状況

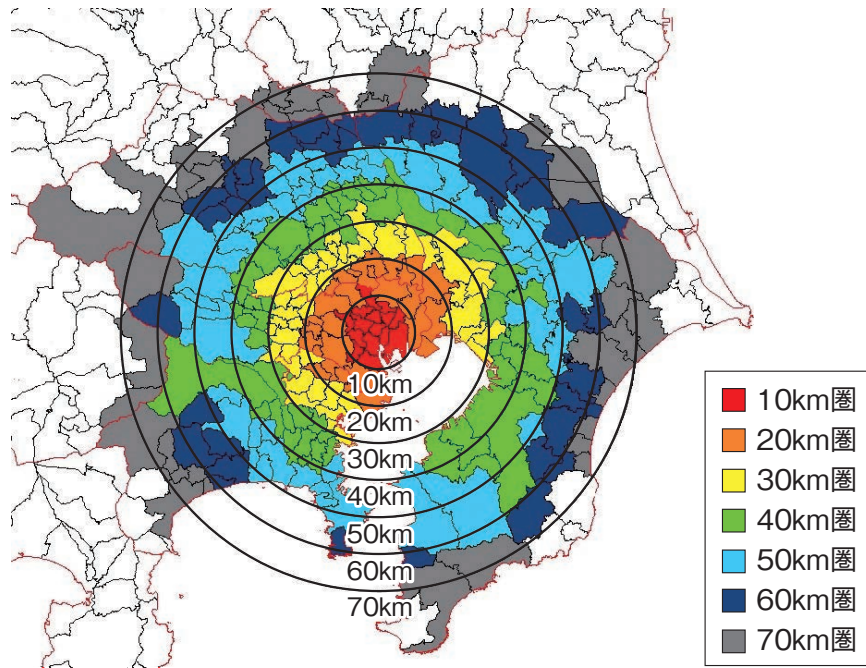
(1) 住宅供給の状況

①住宅ストックの動向

(距離別の住宅供給の状況)

東京70km圏（図表2-1-7参照）内における平成2（1990）年から令和元（2019）年までの累計着工戸数は約1,180万戸となっており、一戸建の持家（戸建持家）又は分譲住宅（戸建分譲）の戸建型が全体の36%である一方、共同建の貸家（共同貸家）又は分譲住宅（共同分譲）の共同型が57%と、共同型の占める割合が大きい（図表2-1-8）。

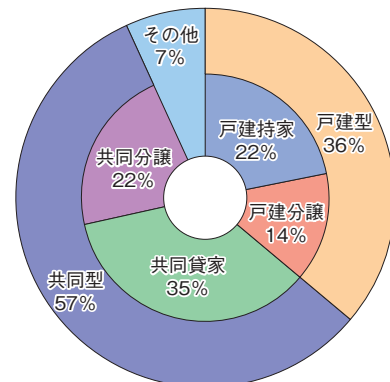
図表2-1-7 東京70km圏内の市区町村



図表2-1-8 東京70km圏内における利用関係・建て方別の累計住宅着工戸数（平成2（1990）年～令和元（2019）年の累計）

(単位：戸)

	一戸建	長屋建	共同建	合計
持家	2,578,554	21,037	39,374	2,638,965
貸家	67,087	517,630	4,178,453	4,763,170
給与住宅	10,713	5,239	130,645	146,597
分譲住宅	1,681,005	13,789	2,554,592	4,249,386
合計	4,337,359	559,371	6,903,064	11,798,118



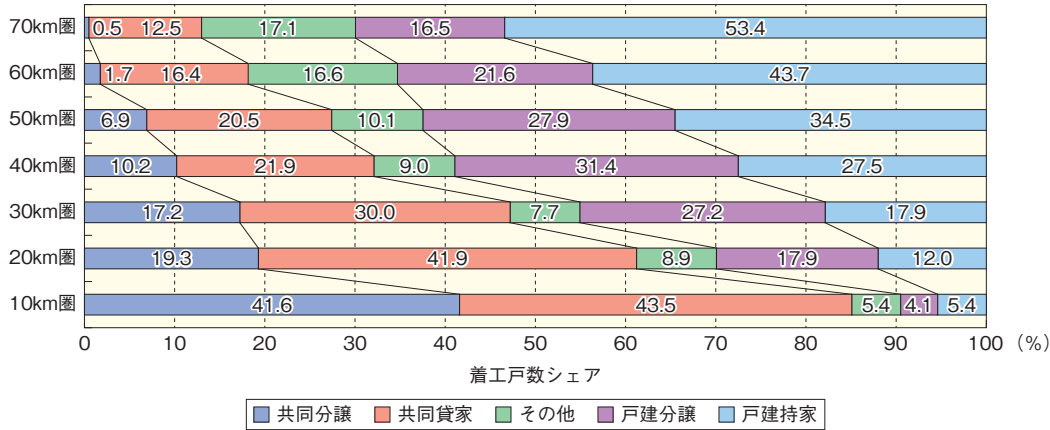
注1：「給与住宅」とは、会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる目的で建築するものをいう。

注2：着色部を、右図中の「その他」の住宅型に分類した。

資料：「建築着工統計」（国土交通省）を基に国土交通省都市局作成

また、距離圏別の住宅型ごとのシェアを見ると、中心に近づくほど共同分譲や共同貸家のシェアが大きくなる一方、中心から遠ざかるほど戸建持家のシェアが大きくなる傾向にあり、令和元(2019)年では、10km圏における着工戸数の41.6%が共同分譲、43.5%が共同貸家となっている（図表2-1-9）。

図表2-1-9 距離圏別の住宅型ごとのシェア（令和元(2019)年）

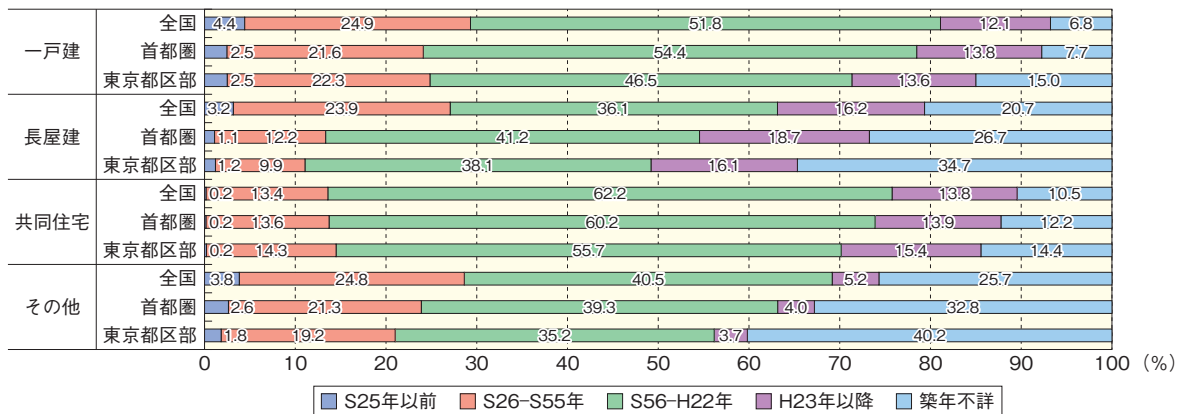


資料：「住宅着工統計」（国土交通省）を基に国土交通省都市局作成

（住宅の築年別分布状況）

旧耐震基準適用の昭和55(1980)年以前に建築された住宅の割合について、一戸建と長屋建では首都圏及び東京都区部は全国より低いですが、共同住宅では全国が13.6%に対し、マンションが早くから普及した首都圏が13.8%、東京都区部が14.5%と若干高くなっている（図表2-1-10）。

図表2-1-10 住宅の建て方別築年別の状況

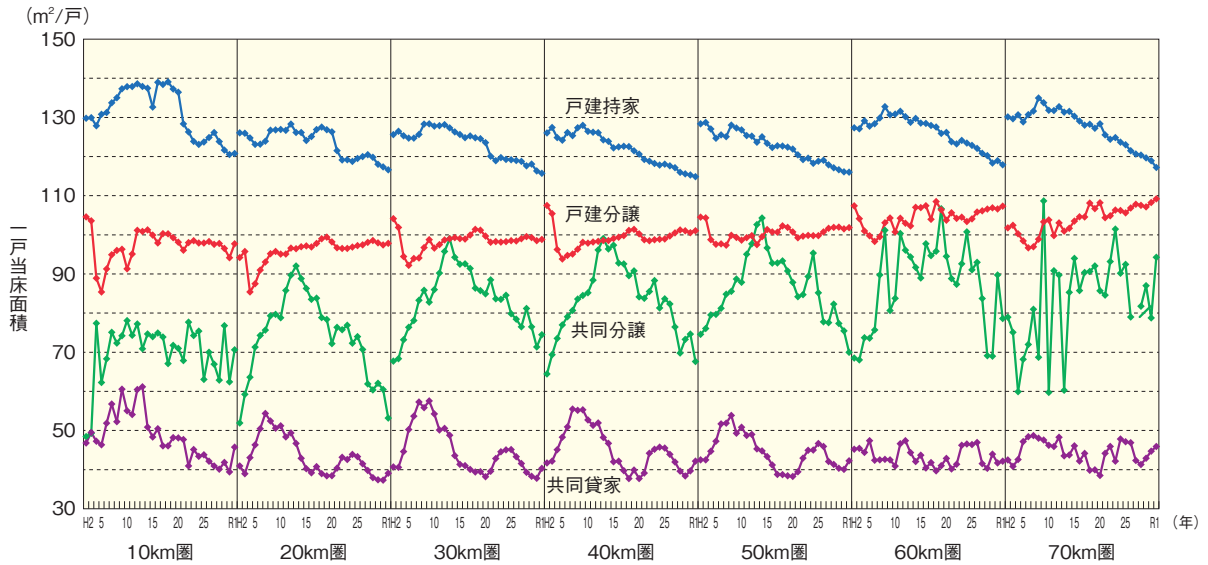


資料：「平成30年住宅・土地統計調査」（総務省）を基に国土交通省都市局作成

（住宅床面積の変化）

首都圏の一戸当たりの住宅床面積を見ると、戸建持家は、近年は概ね減少傾向にある一方、戸建分譲は、平成2(1990)年から平成5(1993)年頃に大幅に減少して以降、一部圏域を除き概ね横ばいとなっている。また、共同分譲は、圏域により差はあるものの、平成12(2000)年頃を境に、近年は減少傾向にある圏域が多い一方、共同貸家は、特に20~50km圏域において、平成7(1995)年及び平成24(2012)年頃に一時大幅に増加した後、減少基調となっている（図表2-1-11）。

図表2-1-11 首都圏の距離圏別・住宅型別の住宅一戸あたり床面積の推移



資料：「住宅着工統計」（国土交通省）を基に国土交通省都市局作成

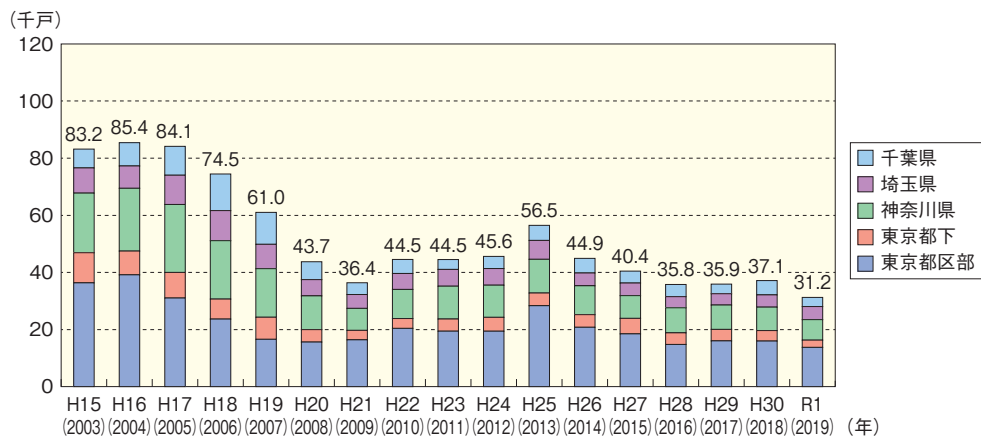
②分譲マンションの供給動向

東京圏における分譲マンションの供給動向は、平成25(2013)年以降ほぼ減少傾向が続いており、令和元(2019)年は前年比で微減し、約3万1千戸であった（図表2-1-12）。

また、今後、建築後相当の年数を経た分譲マンション等の急増が見込まれる中で「マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号）」を活用した建替え事業は首都圏で平成31(2019)年4月までに87件の実績となっている。

なお、近年、超高層住宅（一般には、20階建て以上のいわゆるタワーマンションを指す。）が東京の湾岸エリア等で増加し、局所的な人口増加が学校の教室不足等の課題をもたらしていると指摘されている。このような中、平成30(2018)年には、江東区では一定の大規模なマンションの建築に際し、多様な世代、世帯が交流できるマンションと近隣地域を含めた良好な住環境の形成を推進するための条例改正を行う等の対策が講じられている。

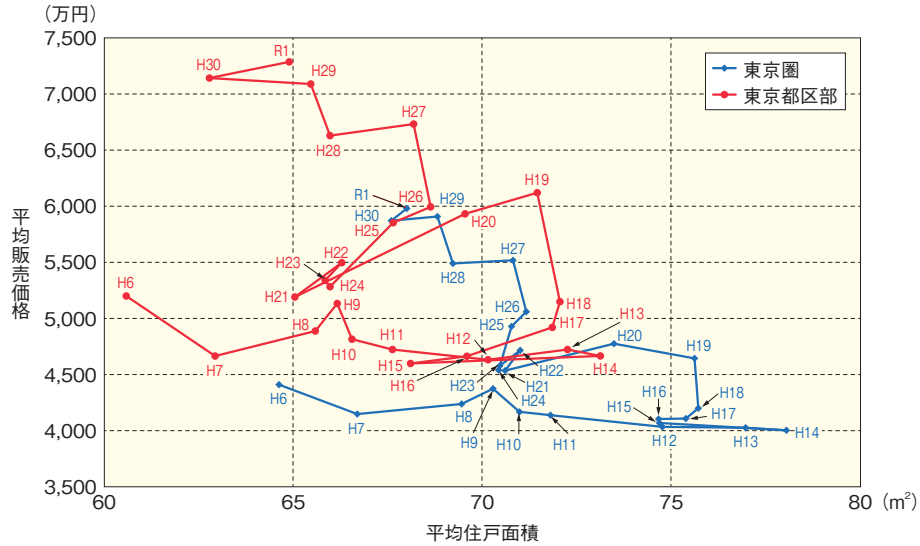
図表2-1-12 東京圏におけるマンション供給戸数の推移



資料：(株)不動産経済研究所資料を基に国土交通省都市局作成

東京圏・東京都区部における分譲マンションの平均販売価格・平均住戸面積の推移を見ると、令和元(2019)年は、平成30(2018)年と比較し、平均販売価格・平均住戸面積ともに増加している(図表2-1-13)。

図表2-1-13 東京圏・東京都区部の分譲マンション平均販売価格・平均住戸面積の推移



資料：(株)長谷工総合研究所資料を基に国土交通省都市局作成

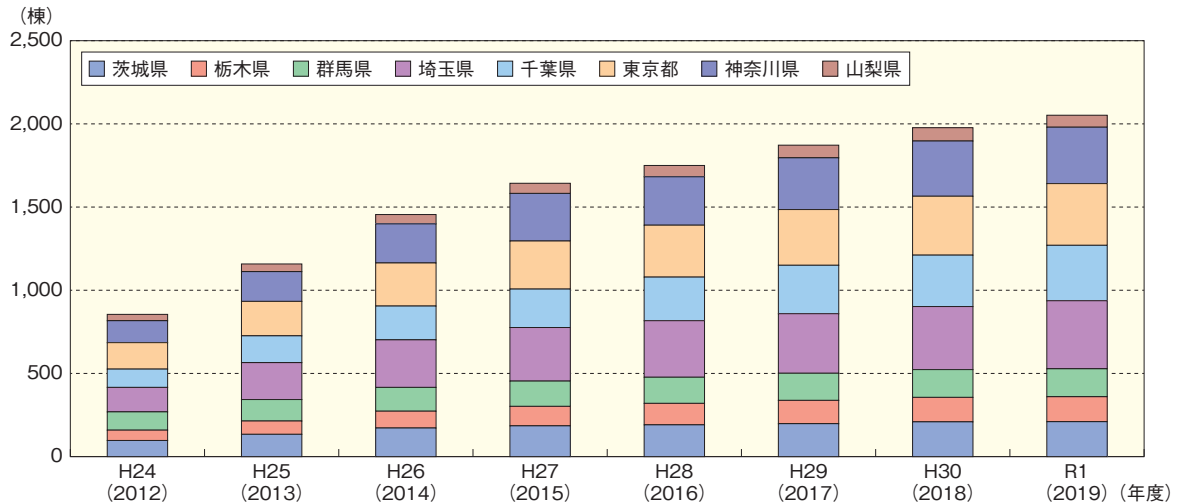
③高齢者向け住宅の供給状況

高齢化が急速に進む中で、高齢の単身者や夫婦のみの世帯の居住の安定を確保することが重要な課題となっている。

このため、平成23(2011)年4月に「高齢者の居住の安定確保に関する法律」を改正し、国土交通省と厚生労働省との共同により、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度を創設し、同年10月に施行した。

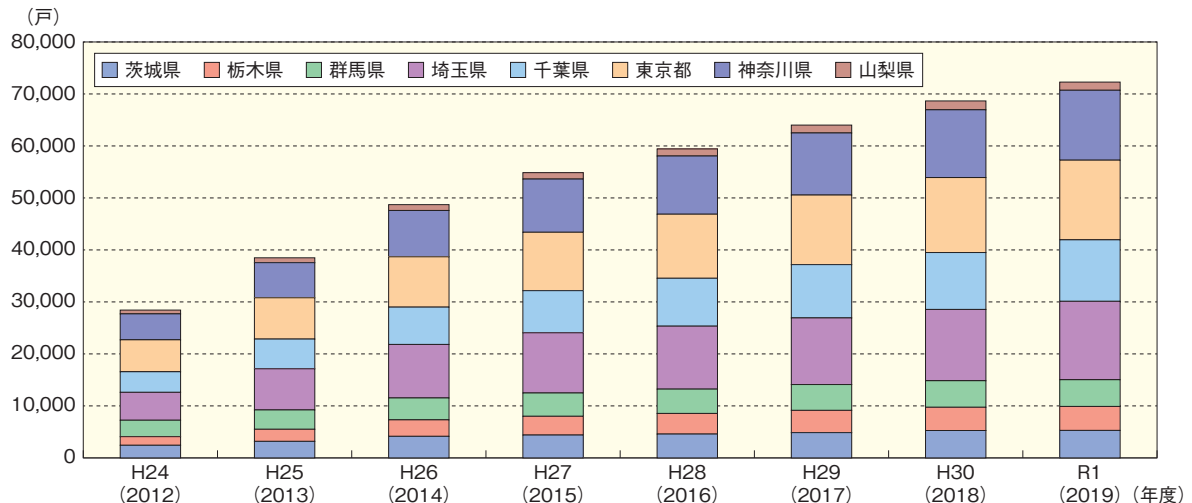
令和2(2020)年3月末時点において、全国では7,600棟254,747戸、首都圏では2,052棟72,281戸の登録がなされており、いずれも増加する傾向にある(図表2-1-14、2-1-15)。

図表2-1-14 サービス付き高齢者向け住宅の登録状況の推移（棟数）



資料：「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」（一般社団法人高齢者住宅協会）を基に国土交通省都市局作成

図表2-1-15 サービス付き高齢者向け住宅の登録状況の推移（戸数）



資料：「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」（一般社団法人高齢者住宅協会）を基に国土交通省都市局作成

(2) 居住環境の整備

① 良好な都市景観の創出

良好な景観形成への取組を総合的かつ体系的に推進するため制定された「景観法」（平成16年法律第110号）においては、景観行政団体が景観計画を策定することができることとされている。景観行政団体は、都道府県、政令指定都市、中核市及び都道府県知事と協議して同法に基づく景観行政に係る事務を処理する市町村であり、平成30(2018)年度末現在で全国に737団体存在し、そのうち578団体が景観計画を策定している。首都圏においては、180の景観行政団体のうち153団体が景観計画を策定している。

国土交通省においては、良好な景観形成に向けた取組を推進しており、平成3(1991)年度から実施されている都市景観大賞（主催「都市景観の日」実行委員会）を支援している。

平成28(2016)年度からは、公共的空間と建物等が一体となって良質で優れた都市景観が形成され、市民に十分に活用されている地区を対象にした「都市空間部門」及び景観まちづくりを

地域に根ざして行っている活動を対象にした「景観まちづくり活動・教育部門」の表彰を実施している。

2019年度都市景観大賞では、首都圏からは、「都市空間部門」の優秀賞に「江古田三丁目地区（東京都中野区）」（図表2-1-16）が、「都市空間部門」の特別賞に「新百合山手都市景観形成地区（神奈川県川崎市）」と「山中湖村平野ゆいの広場ひらり周辺地区（山梨県南都留郡山中湖村）」が、「景観まちづくり活動・教育部門」の優秀賞に「浦安景観まちづくり啓発事業（千葉県浦安市）」が選ばれた。

図表2-1-16 江古田三丁目地区の概要

当地区は、都営大江戸線新江古田駅から徒歩10分、中野区の北端、練馬区との区境に位置する。都心に近接した立地にありながら、緑豊かな江古田の森公園に隣接しており「都市の利便性」と「豊かな自然環境」を兼ね備えた地区である。元々の樹木を保全しつつ、新たに地区外周を縁取るように植栽し、「緑のリング」を形成している。また、地区中央を縦に結ぶ「緑の軸」となるプロムナードは、歩道状空地と一体的に整備され、リブインラボ等のコミュニティ施設から賑わいを感じる通りとなっている。さらにプロムナードは、地区が東京都の広域避難場所にも指定されていることから、地区の南側からの避難路としての役割も担っている。公募時に、まちづくりガイドラインにより統一的な街並みを担保しつつ、事業者決定後、計画段階からまちづくり協議会を設立することで、綿密な外構・インフラ調整を行った。また、協議会の中で運営体制の検討を行ったリブインラボ協議会が平成30年9月に発足している。住民が地区に愛着を持ち、よりよい景観を維持するための仕組みとして、エリアマネジメントを活用し、賑わいのある風景、親しみが感じられるコミュニティづくりが始まっている。



当地区は、中野区北端、練馬区との区界に位置し、江古田の森公園に隣接している。リング状の緑地帯が形成されている。



プロムナード。地区南側からの避難路としての役割も持つ。右側歩道（区道）と左側歩道状空地で舗装等設えを統一。

資料：2019年度都市景観大賞「都市空間部門」受賞地区の概要（「都市景観の日」実行委員会）

②教育・文化施設の整備

学校は、児童生徒等の学習・生活の場であり、生涯学習活動や高齢者を始めとする地域住民の交流など多様な活動の拠点であるとともに、災害時には避難所としての役割を果たしている。このため、多様な学習活動に対応した機能的な学校施設の整備を推進するとともに、学校施設の耐震化や長寿命化の取組を推進している。

また、人口減少等に伴う社会の要請の変化や多様なニーズに対応するため、地域の歴史や特色をいかした公民館、図書館、博物館等の機能更新や効率的、効果的な集約、再編を進めている。神奈川県大和市は、平成28(2016)年11月に、図書館、芸術文化ホール、生涯学習センター、屋内こども広場の4つの機能を融合した文化創造拠点シリウスを開設し、開館から3年と2か月あまりとなる令和2(2020)年1月、累計来館者数1,000万人を超えた。

③都市公園等の整備

都市公園等は、国民のレクリエーション・休息等のニーズに対応するための基幹的な施設で

ある。災害時の避難地等となる安全・安心な都市づくりや、少子・高齢化に対応した安心・安全なコミュニティの拠点づくり、循環型社会の構築、地球環境問題への対応に資する良好な自然環境の保全・創出、地域の個性をいかした観光振興や地域間の交流・連携のための拠点づくり等に重点を置き、国営公園、防災公園等の整備や古都及び緑地の保全を効率的かつ計画的に実施している。

④保健・医療・福祉施設の整備

少子高齢化は、首都圏においても今後急速に進行することが見込まれる。

首都圏における医療施設について、人口10万人当たりで見ると、平成30(2018)年の施設数は140箇所となっており、全国平均の142箇所とほぼ同水準となっている一方病床数では969床と全国平均の1,298床を大きく下回っており、特に、東京都は955床、近隣3県は898床とその傾向が顕著である（厚生労働省「医療施設調査」）。

同様に首都圏における社会福祉施設等については、人口10万人当たりで見ると、平成30(2018)年の社会福祉施設等の総数は51箇所、定員数は2,725人と、全国平均の61箇所、3,176人を下回っている。そのうち老人福祉施設については、65歳以上人口10万人当たりで見ると、全国平均の15箇所、444人に対し、首都圏は11箇所、270人と大きく下回っている（厚生労働省「社会福祉施設等調査」）。

以上のように、首都圏では、保健・医療・福祉施設の整備は、今後も引き続き推進する必要がある。

(3) 再開発等の推進

都市における土地の合理的かつ健全な高度利用や公共施設の整備改善等を図るため、土地地区画整理事業、市街地再開発事業等の事業が進められている。平成25(2013)年度から平成30(2018)年度の5年間の推移を見ると、首都圏において土地地区画整理事業地区数（施行済みの地区を含む。）は4.1%増加し、市街地再開発事業地区数（施行済みの地区を含む。）は13.2%増加している（図表2-1-17）。

図表2-1-17 首都圏の再開発等事業地区数推移（平成30(2018)年度末現在）

	土地地区画整理事業		市街地再開発事業	
	平成25(2013)年度	平成30(2018)年度	平成25(2013)年度	平成30(2018)年度
首都圏計	2,870	2,990	391	443
東京都	426	464	209	239
近隣3県	1,556	1,626	145	160
周辺4県	888	900	37	44

注：各年度における調査時点は3月31日現在のもの
資料：「都市計画現況調査」（国土交通省）

我が国の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっている。こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通

によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えで進めていくことが重要となる。このため、平成26(2014)年に都市再生特別措置法が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が創設された。令和2(2020)年3月末時点で、首都圏の116都市で立地適正化計画についての具体的な取組が行われている(図表2-1-18)。

図表2-1-18 立地適正化計画の作成状況(令和2(2020)年3月末)(首都圏)

茨城県	29	水戸市・日立市・土浦市・古河市・石岡市・結城市・龍ヶ崎市・下妻市・常総市・常陸太田市・高萩市・笠間市・取手市・牛久市・つくば市・ひたちなか市・守谷市・常陸大宮市・坂東市・かすみがうら市・つくばみらい市・小美玉市・那珂市・大洗町・城里町・東海村・阿見町・境町・茨城町
栃木県	16	宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市・真岡市・大田原市・那須塩原市・那須烏山市・下野市・矢板市・茂木町・芳賀町・益子町
群馬県	12	前橋市・高崎市・桐生市・伊勢崎市・太田市・館林市・渋川市・藤岡市・富岡市・吉岡町・明和町・邑楽町
埼玉県	25	さいたま市・川越市・熊谷市・秩父市・本庄市・東松山市・春日部市・狭山市・深谷市・草加市・蕨市・戸田市・朝霞市・志木市・蓮田市・坂戸市・鶴ヶ島市・日高市・所沢市・毛呂山町・越生町・小川町・鳩山町・上里町・寄居町
千葉県	13	千葉市・船橋市・木更津市・松戸市・成田市・佐倉市・柏市・市原市・流山市・君津市・習志野市・酒々井町・栄町
東京都	5	八王子市・府中市・日野市・福生市・狛江市
神奈川県	11	相模原市・横須賀市・鎌倉市・藤沢市・小田原市・秦野市・厚木市・大和市・伊勢原市・海老名市・松田町
山梨県	5	甲府市・山梨市・大月市・上野原市・甲州市
合計	116	

注：表は、立地適正化計画について具体的な取組を行っている市町村であり、下線は、令和2(2020)年3月末までに作成、公表済みの都市である。

資料：国土交通省都市局作成

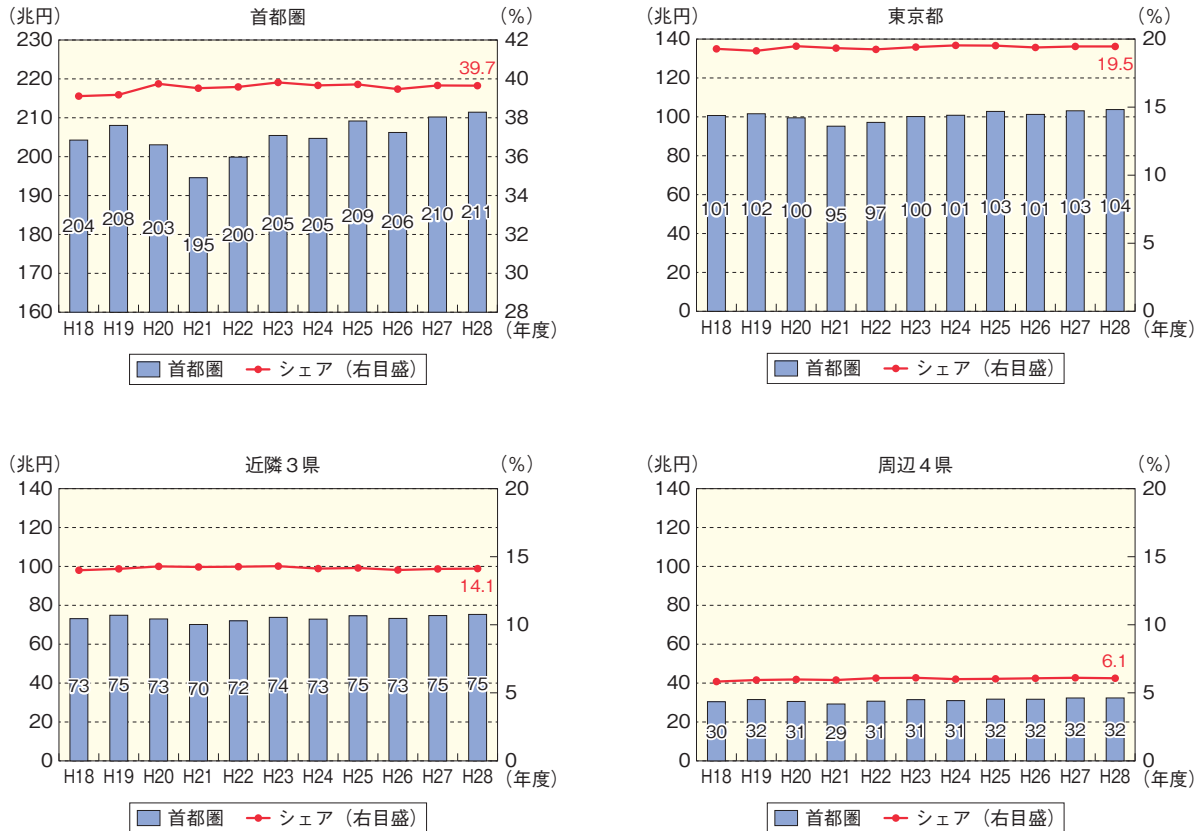
3. 産業機能の状況

(1) 首都圏の経済状況

首都圏における県内総生産(実質)の合計は、平成21(2009)年度以降はほぼ漸増傾向にあり、いずれの圏域においてもほぼ同様の傾向が見られる。

また、全国各都道府県の県内総生産(実質)の合計に対する首都圏のシェアは39.7%を占めており、特に東京都の割合は高く、首都圏のシェアの約半分を占めている(図表2-1-19)。

図表2-1-19 各都道府県の県内総生産の合計に対する首都圏のシェアと実額



注：全国各都道府県の県内総生産（実質）の合計値は、便宜的に該当項目を積み上げて作成しており、統計の性質上、実質値とは一致しない。
資料：「県民経済計算」（内閣府）を基に国土交通省都市局作成

人口一人当たりの県内総生産（実質）の都道府県別の順位（平成28(2016)年度）を見ると、全国1位は東京都（761.5万円/人）であり、2位の愛知県（499.3万円/人）と比較しても、1.5倍以上の高い水準にある。一方、平成23(2011)年度から平成28(2016)年度までの間における東京都の人口増減率は全国中1位と高いものの、県内総生産（実質）の成長率は18位、人口一人当たりの県民所得の伸び率は46位であり、人口増加の勢いほど経済成長できていない（図表2-1-20）。

図表2-1-20 都道府県別人口増加率、県内総生産（実質）成長率、1人当たり県民所得伸び率

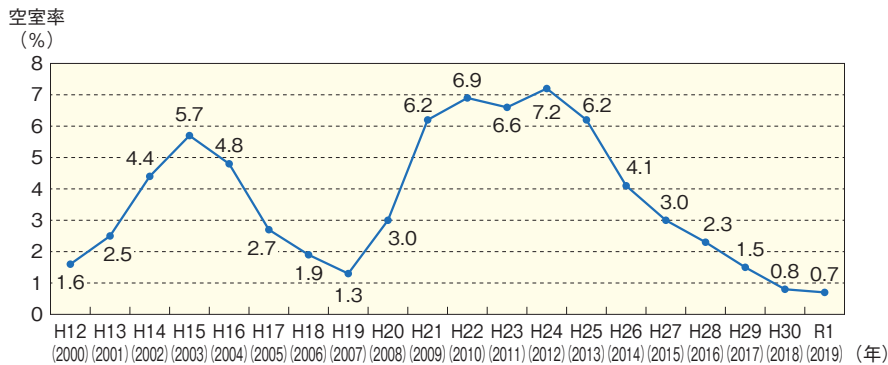
県内人口の増加率 (2011→2016)			県内総生産（実質）の成長率 (2011→2016)			1人当たり県民所得の伸び率 (2011→2016)		
1	東京都	3.2%	1	宮城県	18.9%	1	福島県	19.9%
2	沖縄県	2.6%	2	福島県	14.9%	2	宮城県	19.1%
3	愛知県	1.2%	3	沖縄県	11.8%	3	岩手県	16.8%
4	埼玉県	1.1%	4	岩手県	10.1%	4	沖縄県	14.5%
5	神奈川県	0.9%	5	石川県	8.7%	5	山形県	14.4%
⋮			⋮			⋮		
⋮			18	東京都	3.6%	⋮		
⋮			⋮			46	東京都	1.8%
⋮			⋮			⋮		
全国平均		△0.7%	全国平均		3.3%	全国平均		7.4%

資料：「県民経済計算」（内閣府）に基づき国土交通省都市局作成

(2) 首都圏の事業・業務環境等 (オフィスの需給動向)

東京都区部の賃貸オフィスビルの空室率を見ると、平成20(2008)年以降、景気後退の影響により新規需要面積がマイナスとなったことから上昇に転じたが、平成24(2012)年以降は企業の業績回復等に伴い減少傾向にあり、特に平成30(2018)年以降は1%を切るなど非常に低い状況にある（図表2-1-21）。

図表2-1-21 東京都区部の賃貸オフィスビルの空室率



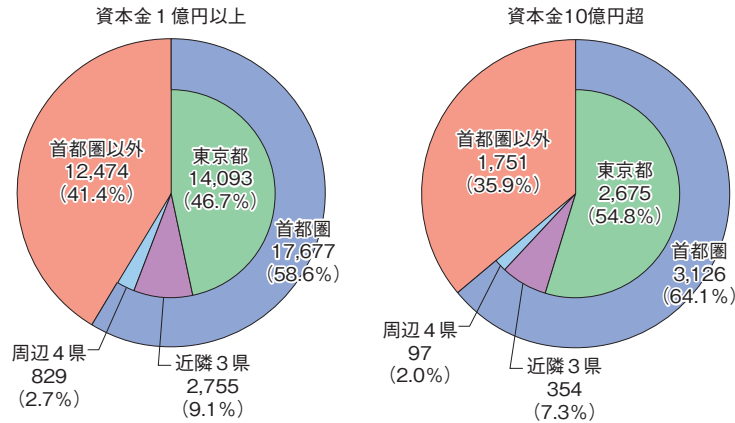
資料：シービーアールイー株式会社資料を基に国土交通省都市局作成

(内国法人の立地状況)

資本金1億円以上の普通法人（内国法人（国内に本店又は主たる事務所を有する法人）のうち、公共法人、公益法人等、協同組合等、人格なき社団等以外の法人）の立地状況を見ると、首都圏が17,677社で、全国（30,151社）の58.6%を占め、特に、東京都が14,093社と、全国の46.7%を占めている。

また、資本金10億円超の普通法人の立地状況を見ると、首都圏が3,126社で、全国（4,877社）の64.1%を占め、特に、東京都が2,675社と、全国の54.8%を占めており、東京都への立地が集中している状況がわかる。（図表2-1-22）。

図表2-1-22 首都圏における普通法人数（平成30(2018)年度）

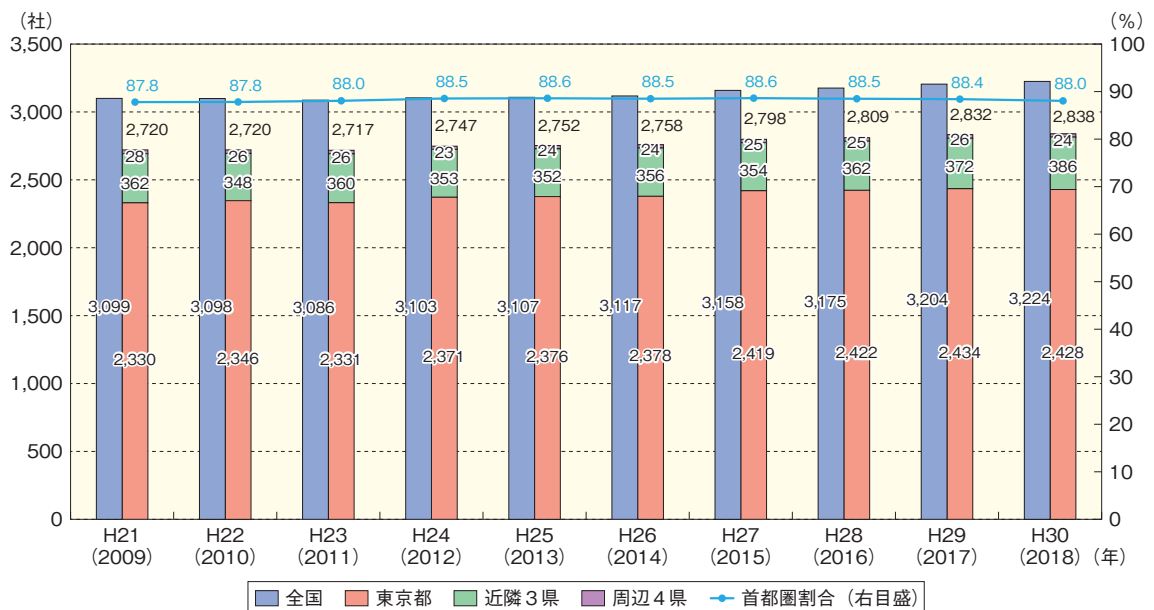


資料：「国税庁統計年報」（国税庁）を基に国土交通省都市局作成

（外資系企業の立地状況）

外資系企業の日本における本社の立地状況を見ると、平成31(2019)年3月には全国の3,224社の88%に当たる2,838社が首都圏にあり、その数は平成23(2011)年以降増加している。特に東京都が占める割合は非常に高く、平成31(2019)年3月には首都圏の約86%の2,428社が東京都に所在している（図表2-1-23）。

図表2-1-23 全国・首都圏の外資系企業数の推移



注：数値は原則資本金5,000万円以上かつ外資の比率が49%以上の企業数
資料：「外資系企業総覧」（株式会社東洋経済新報社）を基に国土交通省都市局作成

以上のように、内国法人、外資系企業ともに、その立地が東京都に集積している状況を踏まえ、東京一極集中の是正に向け、地方での良質・安定な雇用機会を確保する観点から、平成27(2015)年度、地方での企業の本社機能の拡充や、東京23区からの企業の本社機能の移転を促進する「地方拠点強化税制」が創設され、平成30(2018)年度には、支援対象施設の追加や税制特例の適用に係る要件の緩和など本税制の拡充が図られている。

(起業の動向)

「自営業主」及び「会社などの役員」のうち、現在の事業を自ら起こした者（以下「起業者」という。）を見ると、平成29(2017)年における首都圏の起業者は、約171万3千人で、そのうち「自営業主」の起業者は約115万4千人、「会社などの役員」の起業者は約55万9千人となっている。平成24(2012)年と比べると、それぞれの起業者は減少しているが、全国の起業者も減少しているため、首都圏の起業者の全国に占める割合は35.9%と平成24(2012)年から0.7%増加しており、首都圏の人口の全国に占める割合（34.8%）を若干上回る状況となっている（図表2-1-24）。

図表2-1-24 首都圏等の起業者及び割合

		実数（千人）			割合（%）			人口	
		起業者総数	自営業主の起業者	会社などの役員 の起業者	起業者総数	自営業主 の起業者	会社などの 役員 の起業者	実数（千人）	割合（%）
H29	全国	4,770.9	3,430.1	1,340.8	100.0	100.0	100.0	126,706.0	100.0
	首都圏	1,713.0	1,154.1	558.9	35.9	33.6	41.7	44,070.0	34.8
	東京都	657.6	416.2	241.4	13.8	12.1	18.0	13,724.0	10.8
	近隣3県	763.0	518.7	244.3	16.0	15.1	18.2	22,714.0	17.9
	周辺4県	292.4	219.2	73.2	6.1	6.4	5.5	7,632.0	6.0
H24	全国	5,138.2	3,682.4	1,455.8	100.0	100.0	100.0	127,515.0	100.0
	首都圏	1,808.0	1,190.4	617.6	35.2	32.3	42.4	43,483.0	34.1
H19	全国	5,909.7	4,246.3	1,663.4	100.0	100.0	100.0	128,033.0	100.0
	首都圏	2,036.8	1,337.0	699.8	34.5	31.5	42.1	42,871.0	33.5
H24からH29 への増減	全国	-367.3	-252.3	-115.0	-	-	-	-809.0	-
	首都圏	-95.0	-36.3	-58.7	0.7	1.3	-0.7	587.0	0.7

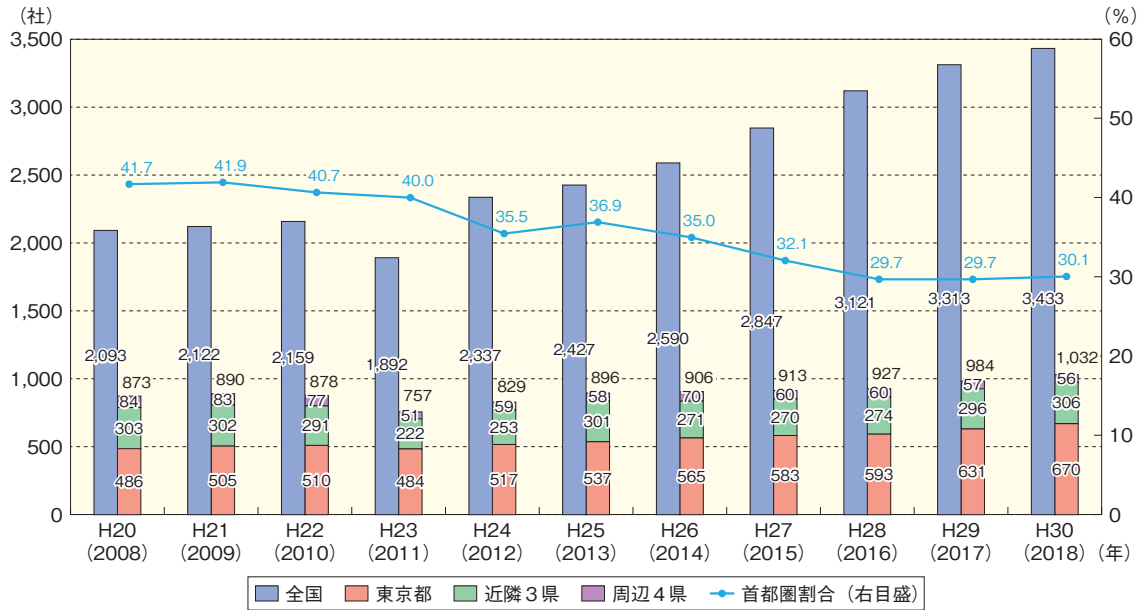
資料：「就業構造基本調査」（総務省）、「人口推計」（総務省）を基に国土交通省都市局作成

(国際会議の開催状況)

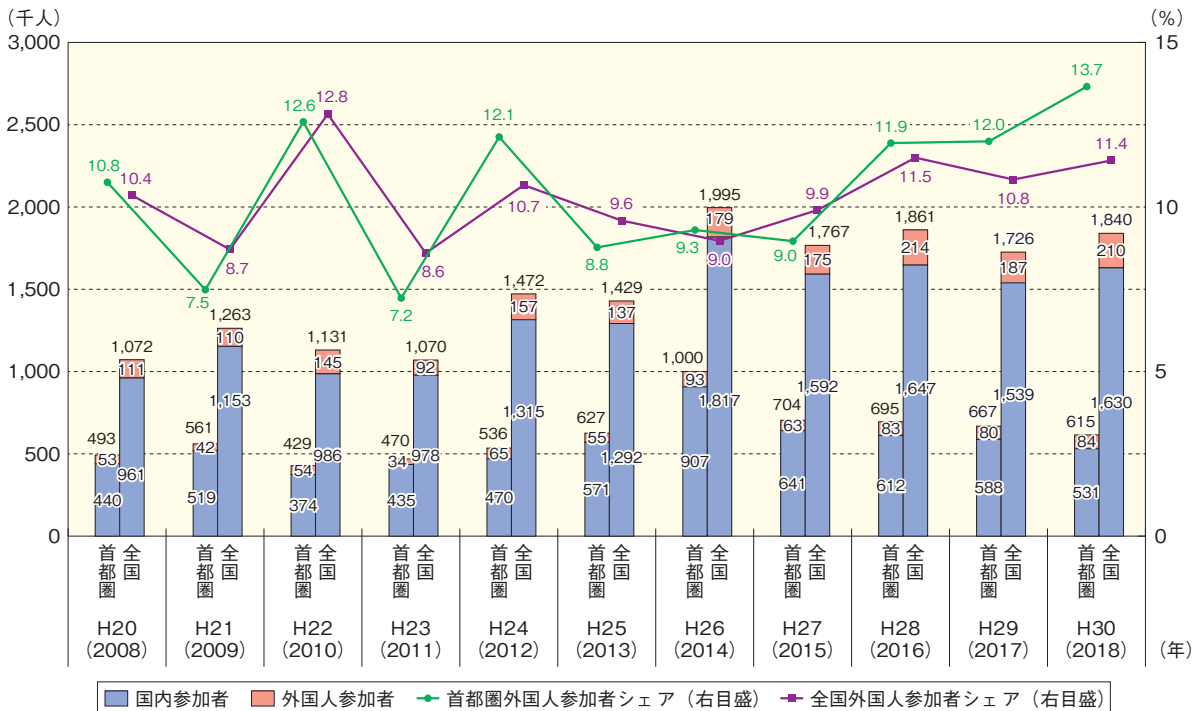
首都圏の平成30(2018)年の国際会議の開催件数は1,032件で、全国3,433件の約3割を占めている一方、東京都の開催件数が670件と、首都圏の開催件数の64.9%を占めている。近年全国的に開催件数が増加しており、首都圏の開催件数の全国に占める割合はほぼ横ばいとなっている（図表2-1-25）。

また、平成30(2018)年の国際会議参加者数は、全国で約184万人、首都圏で約62万人となっており、そのうち外国人はそれぞれ1割程度である（図表2-1-26）。

図表2-1-25 全国・首都圏の国際会議開催件数の推移



図表2-1-26 全国・首都圏の国際会議参加者内訳



注1：国際会議の選定基準は、国際機関・国際団体（各国支部を含む）又は国家機関・国内団体（各々の定義が明確ではないため民間企業以外は全て）が主催する会議で参加者総数が50名以上、参加国が日本を含む3カ国以上及び開催期間が1日以上をいう。

注2：外国人参加者数には、会議出席を目的に来日した会議代表、オブザーバー、同伴家族を含む。

ただし、プレス関係者、在日外国人は含めない。

注3：1つの会議が複数の都市にまたがって開催された場合、それぞれの都市に計上しているため、参加者数は、実際の参加者数の総数よりも多くなっている場合がある。

資料：図表2-1-25、2-1-26は「国際会議統計」（日本政府観光局（JNTO））を基に国土交通省都市局作成

（大学・大学院の動向）

首都圏における大学・大学院の動向について見ると、令和元（2019）年度の大学・大学院数は265校となっている。また、大学・大学院学生数は前年度から283人減となっている一方で、特に、東京都、千葉県等において増加している（図表2-1-27）。

また、今後18歳人口が全国的に大幅に減少すると見込まれる中、東京23区の大学等の学生の収容定員増が進むと、東京一極集中の加速化や、地方大学の経営悪化による撤退等に伴う地域間での高等教育の修学機会の格差拡大が懸念されるため、平成30(2018)年5月、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」が成立した。本法律においては、地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定制度を設けるとともに、同年10月1日から令和10(2028)年3月31日までの間、東京23区内の大学等の学部等について、スクラップアンドビルドによる新たな学部等の設置等の例外的な場合を除き、学生の収容定員を増加させてはならないこととしている。

図表2-1-27 首都圏等の大学・大学院数及び学生数（令和元(2019)年度）

	大学・大学院数		大学・大学院学生数	
	実数（校）	対前年増減	実数（人）	対前年増減
全国	786	4	2,918,668	9,509
首都圏合計	265	2	1,294,203	▲ 283
茨城県	10	0	38,156	▲ 824
栃木県	9	0	22,567	305
群馬県	14	0	33,121	▲ 605
埼玉県	28	0	116,925	▲ 1,769
千葉県	27	0	115,499	2,941
東京都	140	2	760,035	2,568
神奈川県	30	0	190,675	▲ 2,885
山梨県	7	0	17,225	▲ 14

注1：「大学・大学院数」については、大学本部の所在地による。

注2：「大学・大学院学生数」については、在籍する学部・研究科等の所在地による。

注3：「学生数」については、在籍する学部・研究科等の所在地による。

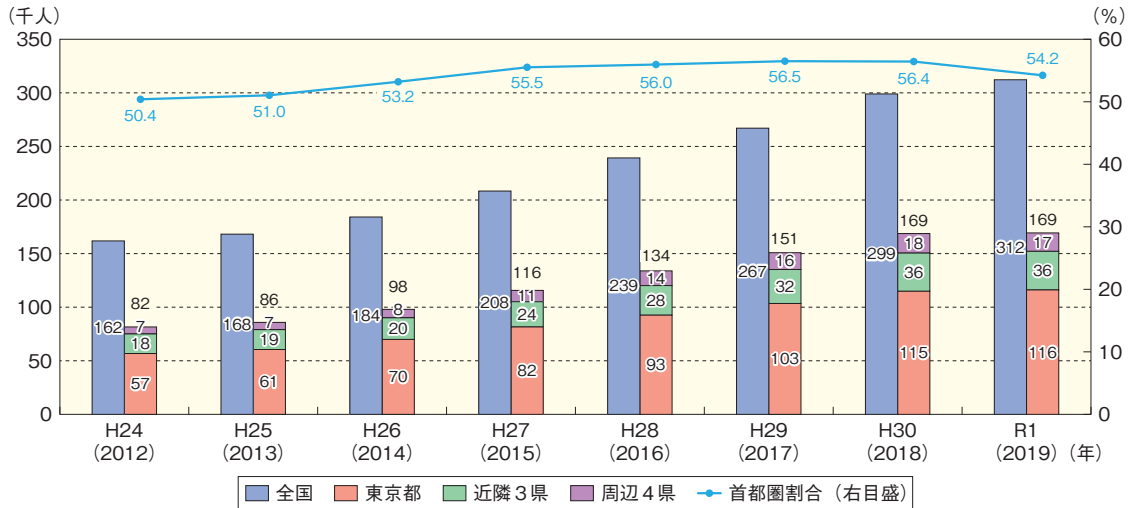
資料：「学校基本調査報告書（高等教育機関）」（文部科学省）を基に国土交通省都市局作成

(外国人留学生の動向)

首都圏における外国人留学生数は近年増加傾向にあり、令和元(2019)年5月現在の外国人留学生数は、約16万9千人となっており、特に東京都の占める割合が高く、令和元(2019)年5月現在、東京都の外国人留学生数の首都圏に占める割合は、68%となっている。

一方、全国における外国人留学生数も増加傾向にあるため、首都圏の全国シェアは近年横ばいで推移しており、令和元(2019)年5月現在、首都圏の外国人留学生の全国に占める割合は、54.2%となっている（図表2-1-28）。

図表2-1-28 全国・首都圏の外国人留学生数の推移（各年5月1日時点）



注：ここでいう「留学生」とは、「出入国管理及び難民認定法」別表第1に定める「留学」の在留資格により、我が国の大学（大学院を含む）、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育機関において教育を受ける外国人学生をいう。

資料：「外国人留学生在籍状況調査」（独）日本学生支援機構）を基に国土交通省都市局作成

(3) 首都圏における各産業の動向

(製造業の動向)

平成30(2018)年における首都圏の製造業の動向について見ると、事業所数は49,356件で全国の26.2%、従業者数は約198万人で全国の25.7%であり、それぞれの全国に占める割合は、首都圏の人口の全国に占める割合（34.9%）よりも、いずれも低い状況となっている。

ただし、周辺4県においては、事業所数、従業者数のいずれの全国シェアとも、各県の人口の全国に占める割合を超える状況となっている（図表2-1-29）。

図表2-1-29 首都圏等の製造業の事業所数等

	事業所数 (H30)			従業者数 (H30)			製造品出荷額等 (H29)			人口 (H30)	
	実数 (件)	全国シェア (%)	H29年比 (%)	実数 (人)	全国シェア (%)	H29年比 (%)	金額 (百万円)	全国シェア (%)	H28年比 (%)	実数(千人)	全国シェア (%)
全国	188,249	100.0	-1.6	7,697,321	100.0	1.7	319,035,840	100.0	5.6	126,443	100.0
首都圏合計	49,356	26.2	-1.7	1,976,517	25.7	2.4	84,292,939	26.4	6.3	44,176	34.9
茨城県	5,043	2.7	-2.2	271,055	3.5	3.1	12,279,488	3.8	9.6	2,877	2.3
栃木県	4,210	2.2	-0.2	206,152	2.7	2.3	9,233,280	2.9	3.2	1,946	1.5
群馬県	4,763	2.5	-0.6	211,738	2.8	3.2	9,029,035	2.8	3.8	1,952	1.5
埼玉県	10,902	5.8	-0.7	396,691	5.2	3.3	13,507,456	4.2	6.5	7,330	5.8
千葉県	4,774	2.5	-0.9	207,400	2.7	2.3	12,126,270	3.8	6.4	6,255	4.9
東京都	10,322	5.5	-4.3	251,310	3.3	-0.4	7,628,318	2.4	-2.0	13,822	10.9
神奈川県	7,604	4.0	-1.2	359,025	4.7	2.4	17,956,427	5.6	10.2	9,177	7.3
山梨県	1,738	0.9	-1.5	73,146	1.0	2.7	2,532,665	0.8	12.5	817	0.6

注1：従業者4人以上の事業所

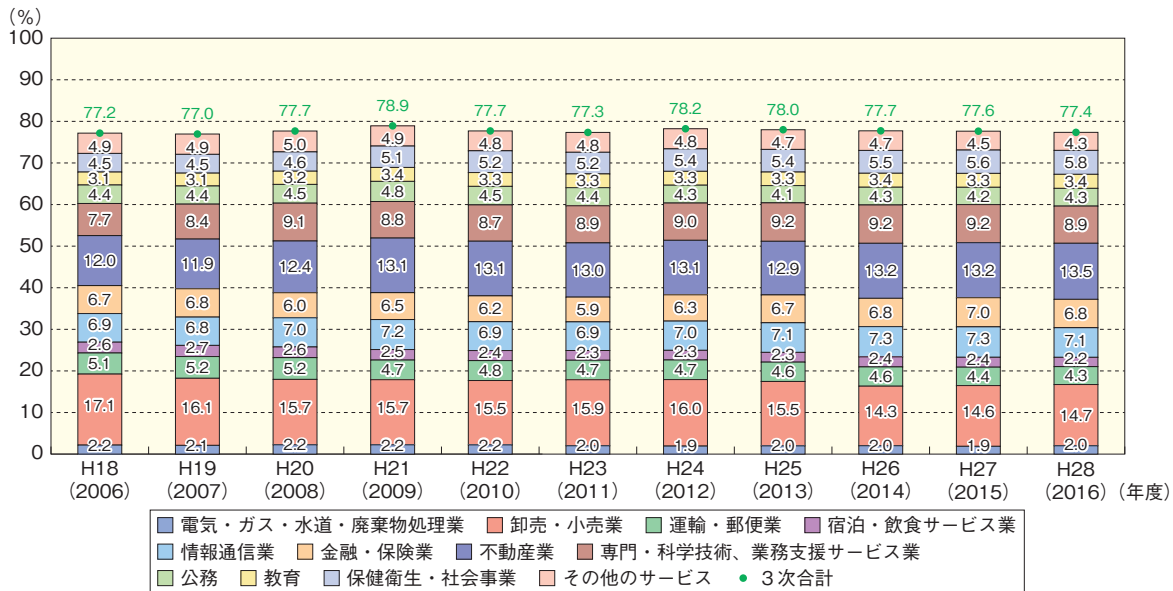
注2：製造品出荷額等は平成29(2017)年値

資料：「平成30年工業統計調査」（経済産業省）、「人口推計」（総務省）を基に国土交通省都市局作成

(第3次産業の動向)

首都圏の圏域総生産（実質：連鎖方式）における第3次産業のシェアを見ると、全体の77.4%と大きなウエイトを占めている。なかでも卸売・小売業が圏域総生産の14.7%を占めているものの、近年そのシェアは減少傾向にあり、その一方、不動産業や保健衛生・社会事業のシェアが増加している（図表2-1-30）。

図表2-1-30 首都圏の圏域総生産（実質：連鎖方式）における第3次産業のシェア



注：連鎖方式とは、実質化の指数算式において前年を基準年とし、それらを毎年積み重ねて接続する方法をいう。
資料：「県民経済計算」（内閣府）を基に国土交通省都市局作成

(ショッピングセンターの立地動向)

首都圏において平成30(2018)年末で営業中のショッピングセンター²⁾の店舗数は、971件であるが、全国比で見ると、人口の構成比に比して、いずれの圏域でも低い水準にある。

一方、平成25(2013)年末で営業中のショッピングセンターの店舗からの増減数で見ると、首都圏は、全国に比して高い割合で増加しており、東京都、近隣3県において増加率が高い一方、周辺4県においては減少している。（図表2-1-31）。

2) ディベロッパーにより計画、開発されるものであり、次の条件を備えたものをいう。

- ・小売業の店舗面積は、1,500㎡以上であること。
- ・キーテナントを除くテナントが10店舗以上含まれていること。
- ・キーテナントがある場合、その面積がショッピングセンター面積の80%程度を超えないこと。
(ただし、その他テナントのうち小売業の店舗面積が1,500㎡以上である場合には、この限りではない。)
- ・テナント会（商店会）等があり、広告宣伝、共同催事等の共同活動を行っていること。

図表2-1-31 首都圏等のショッピングセンター（SC）店舗数

	人口（千人）（H30）		H30末現在で営業中の		H25末現在で 営業中のSC店舗数	SC店舗数増減数（H25末 からH30末）	
		全国比	SC店舗数	全国比			増減率
全国	126,443	100.0%	3,220	100.0%	3,134	86	2.7%
首都圏	44,176	34.9%	971	30.2%	921	50	5.4%
東京都	13,822	10.9%	329	10.2%	298	31	10.4%
近隣3県	22,762	18.0%	487	15.1%	458	29	6.3%
周辺4県	7,592	6.0%	155	4.8%	165	△10	△6.1%

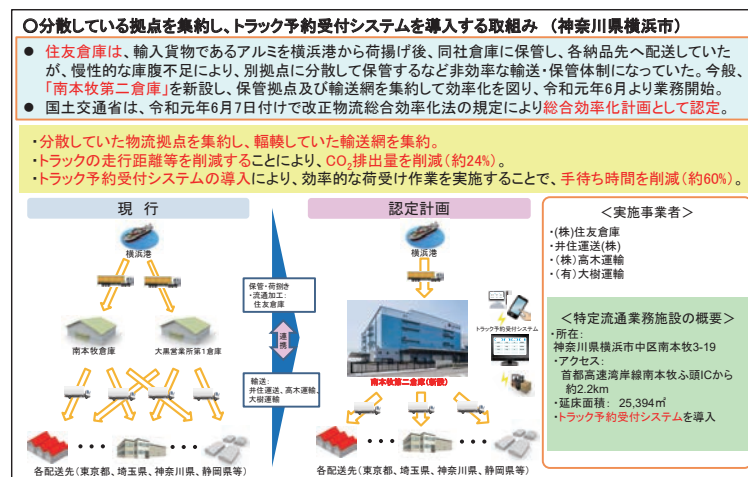
資料：（一社）日本ショッピングセンター協会資料を基に国土交通省都市局作成

（物流拠点の整備状況）

東京圏には成田国際空港、東京国際空港（羽田空港）、京浜港など我が国を代表する広域物流拠点が存在している。また、これらの広域物流拠点を中心として高規格幹線道路を始めとした道路網が整備される等、都市インフラの整備が進んでいることに加え、後背圏に大きな人口・産業を抱えている。

このような状況の中、我が国産業の競争力強化、高度化・多様化した物流ニーズへの対応、物資の流通に伴う環境への負荷の低減を図るため、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」（平成17年法律第85号）に基づく総合効率化計画の認定制度を通じた物流の総合化及び効率化を図っている。首都圏における同法に基づく令和元（2019）年度の総合効率化計画の認定事例としては、分散していた物流拠点を集約し、トラック予約受付システムを導入することにより、輸送網の集約、トラックの走行距離等の削減に伴う二酸化炭素排出量の削減等を指向する取組（神奈川県横浜市）等がある（図表2-1-32）。

図表2-1-32 首都圏における物流総合効率化計画の認定事例（令和元（2019）年度）

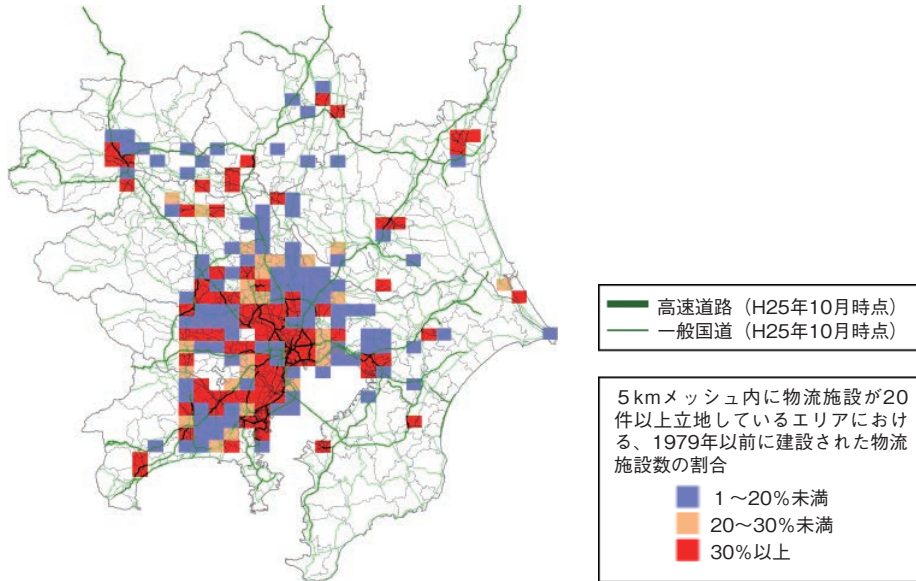


資料：「物流総合効率化法の認定状況」（国土交通省）

また、東京都市圏交通計画協議会が平成27（2015）年12月にとりまとめた「東京都市圏の望ましい物流の実現に向けて」では、1970年代以前に建設された古い物流施設が、東京湾沿岸の臨海部や東京都北部から埼玉県にかけての外環道周辺の地域等に多く立地している状況等を踏まえ、臨海部等における老朽化施設の共同建替・更新を含む大規模で広域的な物流施設の立地支援や、災害に強い物流拠点やネットワークの形成など大規模災害時も機能する物流システムの

構築等が提言されている（図表2-1-33）。

図表2-1-33 首都圏の老朽化物流施設の立地状況



資料：「東京都市圏の望ましい物流の実現に向けて」（東京都市圏交通計画協議会）

（産業拠点の形成を支える基盤整備の進展）

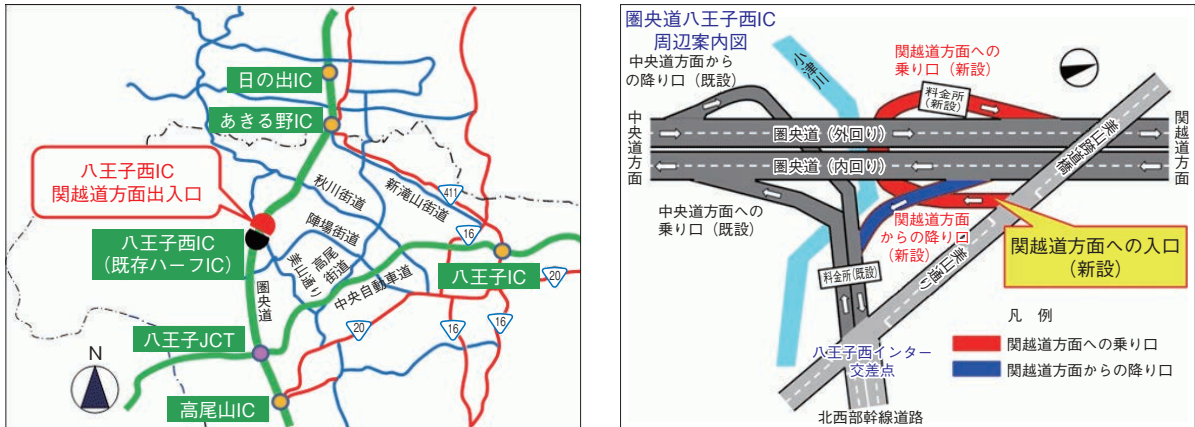
（事例1）圏央道IC整備の効果（八王子市）

圏央道八王子西ICの関越道方面出入口が平成28(2016)年12月24日に完成し、同ICがフルインターチェンジ化した。これにより、従来の東名道方面に加え関越道方面へのルートが新たに生まれたことで、関越道方面のIC間の距離が短縮されるとともに、八王子西部地域からの埼玉方面への利用可能圏域が拡大する等、交通の利便性の向上が期待される。また、高速道路ネットワーク間の連携強化により、広域的な移動の利便性が向上するため、IC周辺の産業活動の更なる活性化も期待される。

さらに、中央道八王子IC周辺地区から西方向に伸びて圏央道八王子西ICに接続する北西部幹線道路（左入美山線）が計画されており、本地区は広域自動車交通の要衝となっており、周辺には大学や民間研究所等が数多く立地している一方、大規模な低・未利用地が残されている。

このような広域的なアクセスの良さ等の立地環境や開発余地を活かし、東京都による「多摩の拠点整備基本計画」においては、本地区は「核都市」八王子と機能分担し、活力の向上に寄与する新たな拠点の形成を図ることとされている。また、東京都による「八王子・立川・多摩業務核都市基本構想」においては、業務施設集積地区に位置付けられており、多摩西部地域を対象とする流通業務機能、車社会に対応した商業機能等の導入を図ることとされている（図表2-1-34）。

図表2-1-34 圏央道八王子西ICの出入口の新設（八王子市）



資料：中日本高速道路株式会社提供

(事例2) 圏央道周辺の企業立地（茨城県）

平成29(2017)年2月26日に圏央道茨城県区間の境古河IC～つくば中央IC間が開通し、湘南から成田までの地域が結ばれた。

圏央道は、沿線の産業立地の進展に大きく寄与してきている。これまでの整備が呼び水となって茨城県内の圏央道沿線では企業の立地が進んでおり、平成30(2018)年には、平成25(2013)年以降、工場立地面積が5度目の全国1位となっている。(図表2-1-35)。

図表2-1-35 茨城県内の圏央道沿線市町村における立地企業



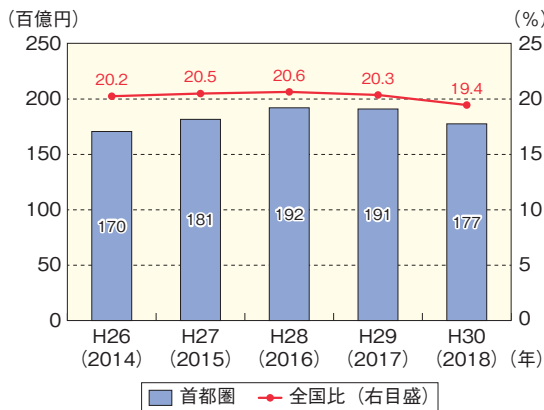
資料：東日本高速道路株式会社提供、国土交通省

(農業の動向)

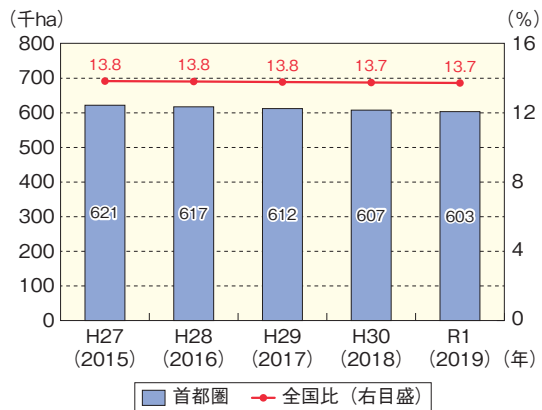
首都圏の農業は、都市化の影響を受けながらも、世界最大規模の消費地に近いという優位性を活かし、茨城県、千葉県は、全国有数の農業産出額をあげている（平成30(2018)年農業産出額の全国順位でそれぞれ3位、4位）。平成30(2018)年の首都圏全体の農業産出額は、全国の約2割程度を占めている（図表2-1-36）。

なかでも、野菜については、東京都中央卸売市場に集まる野菜総取扱高の約4割（平成30(2018)年）を産出しており、大消費地への新鮮で安全な農産物の供給という重要な役割を果たしている。しかし、都市化の影響を受け、耕地面積は、年々漸減傾向にある（図表2-1-37）。このような状況の中、食料の安定供給に向けて限りある農地を有効に利用するため、荒廃農地（首都圏では、再生利用可能な荒廃農地が約2.2万ヘクタール）の再生利用に向けた取組が実施されており、平成30(2018)年には首都圏で2,177ヘクタールの荒廃農地が再生利用されている（農林水産省「平成30年の荒廃農地面積について」）。また、市街地内においても、規模は小さいながら営農が続けられており、新鮮な農産物の供給、農業体験・交流活動の場の提供、災害時の防災空間の確保、都市住民の農業への理解の醸成等、多様な役割を果たしている。

図表2-1-36 首都圏における農業産出額の推移



図表2-1-37 首都圏における耕地面積の推移



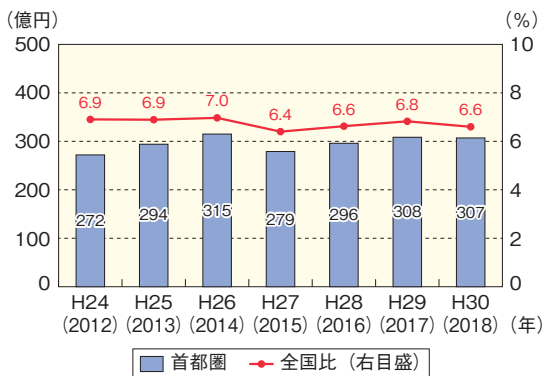
資料：図表2-1-36は「生産農業所得統計」（農林水産省）を基に国土交通省都市局作成
 図表2-1-37は「耕地及び作付面積統計」（農林水産省）を基に国土交通省都市局作成

(林業の動向)

首都圏の林業は、平成30(2018)年の林業産出額が307億円で、全国の約7%となっており、なかでも茨城県、栃木県、群馬県の3県で首都圏全体の約81%を産出している（図表2-1-38）。

また、37府県では、森林の整備を主な目的として、独自の課税制度を導入しており、首都圏では、神奈川県が「水源環境保全税」を、茨城県が「森林湖沼環境税」を、栃木県が「とちぎの元気な森づくり県民税」を、山梨県は「森林環境税」を、群馬県は「ぐんま緑の県民税」を導入し、公益的機能が発揮される森づくりを進めている。

図表2-1-38 首都圏における林業産出額の推移



資料：「林業産出額」（農林水産省）を基に国土交通省都市局作成

(水産業の動向)

首都圏の水産業は、平成30(2018)年の漁業産出額（海面漁業・養殖業）が838億円であり、前年に比べて約44億円の減少となっている³⁾。

(中央卸売市場の動向)

首都圏は、我が国最大の生鮮食料品等の消費地である。卸売市場は、消費者ニーズの多様化や大型需要者ニーズの増大等に応え、生鮮食料品等を安定的に供給していく役割を担っている。このため、平成28(2016)年1月に、卸売市場の整備等についてのニーズの変化に的確に対応し、その機能を十全に発揮していくため、農林水産省では卸売市場法に基づく方針である第10次卸売市場整備基本方針を、同方針に即して平成28(2016)年4月に第10次中央卸売市場整備計画を策定し、卸売市場の再編措置、施設の改善等に取り組んでいる。

なお、平成30(2018)年10月11日には、東京都中央卸売市場豊洲市場が開場しており、東京のみならず、我が国を代表する市場として発展していくことが期待される。

3) 「平成30年漁業産出額」（農林水産省）を基に国土交通省都市局算定。

4. 女性・高齢者等の社会への参加可能性を開花させる環境づくり

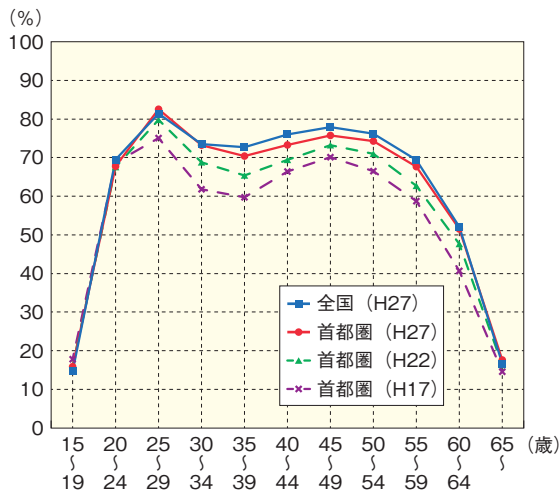
(1) 女性の活躍の促進

我が国の女性の労働力率は、30歳代を谷としたM字カーブを描いている。平成27(2015)年国勢調査では、全国の女性の労働力率は、25～29歳で1950年代以降初めて8割を超え、M字カーブの底である35～39歳の労働参加率が72.7%に上昇する等、全年齢階層で上昇している。また、全国と首都圏でM字カーブの谷となる30歳代の労働力率を比べると、30～39歳の段階で首都圏が全国よりも低くなり、それより高齢層の労働力率も全国を上回らない傾向が見られる（図表2-1-39）。

また、平成30(2018)年の全国の女性の育児休業取得率は8割を超えており（厚生労働省「平成30年度雇用均等基本調査（確報）」）、育児休業は着実に定着しつつある。また、全国における妊娠前に就業していた女性の第1子出産前後の就業継続率の推移を見ると、これまでは、4割前後で推移してきたが、最新の調査では53.1%へと上昇している。育児休業制度を利用して就業継続をした女性の割合も39.2%と上昇している（図表2-1-40）。

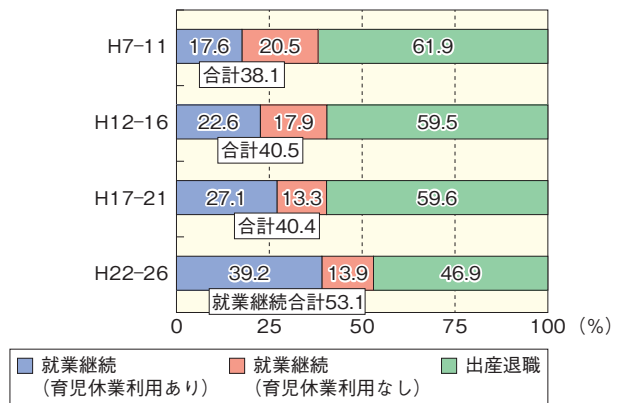
一方、首都圏の平成31(2019)年4月時点の保育定員数は89万人と、対前年で約4万人の増加となり、保育の受け皿の整備が進んでいる（図表2-1-41）。また、平成31(2019)年4月時点の待機児童は、全国で約1.7万人、首都圏では約7千人と前年を下回った。なお、東京都における待機児童は、平成29(2017)年4月から平成31(2019)年4月にかけて大きく減少しているものの、依然として、首都圏の待機児童数の約52%と過半を占めている（図表2-1-42）。

図表2-1-39 全国・首都圏の年齢階層別の女性の労働力率



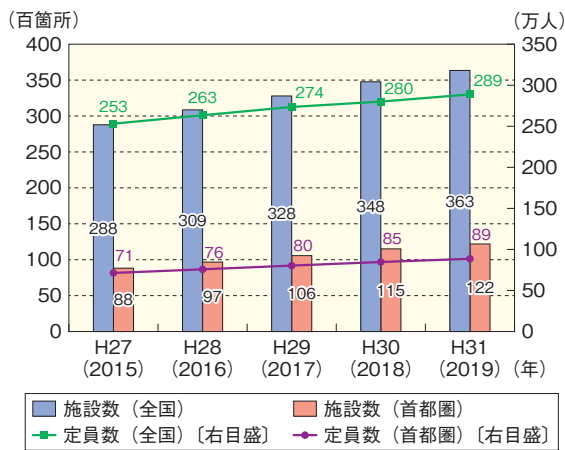
資料：「国勢調査」（総務省）を基に国土交通省都市局作成

図表2-1-40 全国の出産前有職者の第1子出産前後の就業変化



資料：「第15回出生動向基本調査」（平成27年・社会保障・人口問題研究所）を基に国土交通省都市局作成

図表2-1-41 全国・首都圏の保育所等施設数及び定員数（各年4月1日時点）



注1：平成27年度以降の施設数、定員数の対象には、平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度において新たに位置付けられた幼保連携型認定こども園等の特定教育・保育施設と特定地域型保育事業（うち2号・3号認定）を含む。

注2：定員数については、以下のものを集計している。

平成27年～平成29年

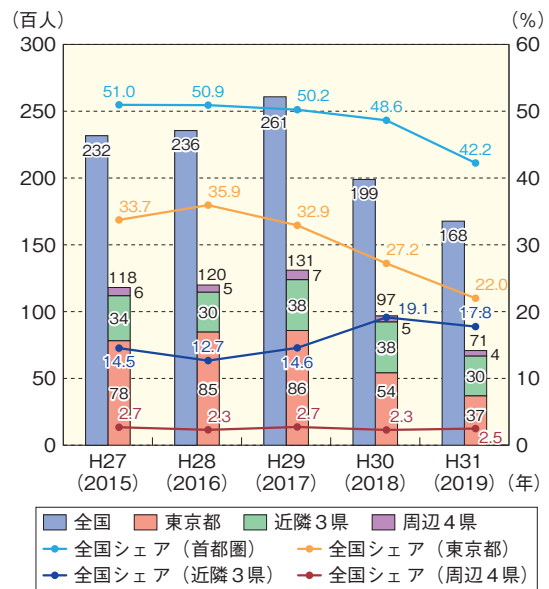
保育所、特定地域型保育事業の認可定員並びに幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園の利用定員

平成30年～平成31年

保育所、特定地域型保育事業、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園の利用定員

資料：「保育所等関連状況取りまとめ」（厚生労働省）を基に国土交通省都市局作成

図表2-1-42 全国・首都圏の待機児童数、首都圏の全国シェアの推移（各年4月1日時点）



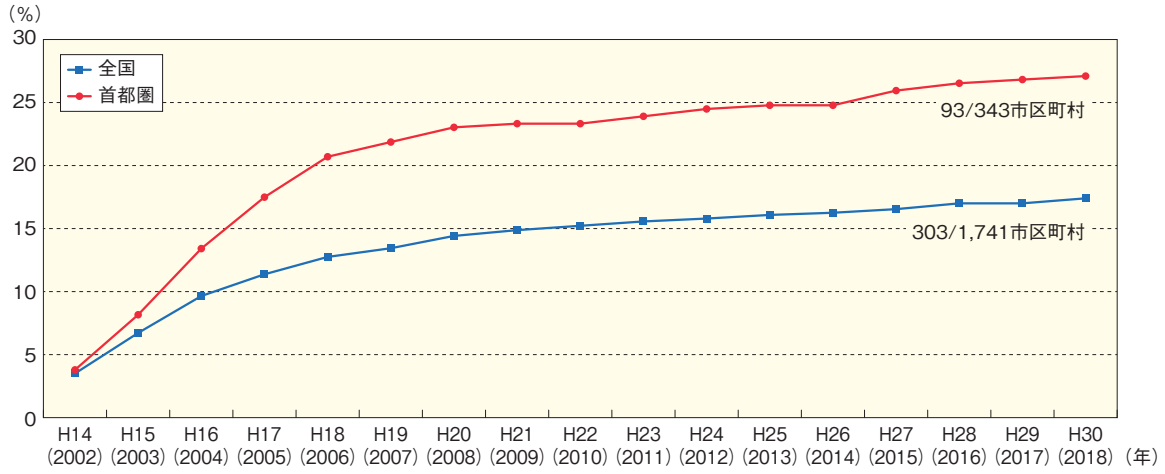
資料：「保育所等関連状況取りまとめ」（厚生労働省）を基に国土交通省都市局作成

(2) 高齢者参画社会の構築、障害者の活躍促進及びユニバーサル社会の実現

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用を確保するための施策を総合的に推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）が平成18(2006)年12月に施行された。同法に基づき、市区町村は、旅客施設を中心とした地区や高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区における旅客施設、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化に関する基本的事項を記載した基本構想を作成できるとされ、首都圏においては、平成30(2018)年度末現在で、全市区町村の約27%にあたる93市区町村が基本構想を作成している（図表2-1-43）。さらに、平成29(2017)年3月に、障害当事者も参画した「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」を設置し、バリアフリー法及び関連施策の見直しに着手した。平成30(2018)年11月には、バリアフリー法改正法が施行され、交通事業者によるハード対策・ソフト対策一体となった取組の推進、バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化、利用者へのバリアフリー情報の提供の推進等の措置を講ずることとされた。

また、平成29(2017)年2月には、ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議が開催され、東京2020大会のレガシーとして残していくための「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が決定され、大会を契機とした共生社会の実現を目指している。また、平成30(2018)年12月には「ユニバーサルデザイン2020行動計画」の加速化を図るため、第1回ユニバーサルデザイン2020評価会議が開催された。令和元(2019)年11月に開催された第3回ユニバーサルデザイン2020評価会議では、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に係る各省の取組みについて報告を行っている。

図表2-1-43 全国・首都圏のバリアフリー基本構想の作成市区町村の割合



注1：バリアフリー法の施行日（平成18(2006)年12月20日）以前は、旧交通バリアフリー法に基づく基本構想の作成市区町村数による。

注2：市区町村割合は、平成26(2014)年4月5日時点の市区町村数で計算している。

資料：国土交通省